

# コザ運動公園立体駐車場等草刈等業務委託 仕様書

## 第1条 目的

本業務は、コザ運動公園立体駐車場等（以下「立体駐車場等」という）の美観の維持、環境悪化の防止、交通の障害の除去を目的とするものである。

## 第2条 履行期間

契約した日から令和8年3月31日まで

## 第3条 履行場所

立体駐車場等（沖縄市山内一丁目14番2号）（別紙1「案内図」を参照）

## 第4条 草刈等作業の日程等

作業範囲については別紙2「数量表」、別紙3「エリア図」、別紙4「植栽面積図」を参照すること。

実施時期については、1～2ヶ月に1回を基本とし、事前に協議に行ったうえで行うものとするが、芝等の育成状況により委託者からの指示のある月にも実施すること。

## 第5条 用具及び消耗品

本業務を履行するために必要な用具・資材等は、受託者が負担すること。

## 第6条 業務内容

作業は原則として委託者の指示に従うものとし、次のとおり実施するものとする。

### (1) 草刈り・植栽剪定

- ・別紙4に示した区域において、草刈、低木剪定を実施すること。
- ・作業は天候、草木の特性・生育状態及び周辺環境などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、委託者と調整し進めるものとする。
- ・低木の剪定は、美観及び生育等を考慮しつつH=50cm程度に整えること。  
また、下草の除草等も行うこと。
- ・作業終了後、細かい枝くずを除去するなどの清掃を実施すること。

### (2) 清掃

- ・立体駐車場等内において、清掃（廃棄物の除去など）を実施すること。

※本業務より排出された草木については、沖縄クリーン工業（うるま市石川）に搬出すること。（処分費は市が負担）

※廃棄物等については、市が指定する場所に集積すること。

## 第7条 業務内容の変更

草刈り回数等については、実施数量に基づいて清算とする。

## 第8条 管理

- (1) 受託者は、作業にあたって作業員及び立体駐車場等の利用者などに危険がないよう、次のとおり安全対策を講じなければならない。
  - ・関係者と連絡調整を行い、立体駐車場利用者等の安全確保に努めること。
  - ・業務区域及びその周辺の安全確認を行うこと。
  - ・作業に使用する機械器具の安全点検を行うこと。
  - ・作業中、安全巡視を行い異常等がないか点検すること。
  - ・作業中、施設や墳墓の縁及び樹木等を損傷しないように注意すること。
  - ・作業中、小石などが飛散しないように十分注意し、必要に応じて飛散防止措置を施すこと。
- (2) 作業車両の駐停車や騒音等については、立体駐車場等の利用者等から苦情のないよう配慮し、受託者の責任において管理すること。

なお、業務中に立体駐車場等の利用者等から苦情や要望等があった場合は、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について委託者に遅滞なく報告しなければならない。
- (3) 業務の履行中に異常や事故等が発生した場合には、受託者は直ちに必要な措置を講じた後、直ちに委託者に報告しなければならない。
- (4) 関係法令等の定めることに従うこと。

## 第9条 提出書類

受託者は、下記の提出書類を委託者へ提出しなければならない。

- (1) 各回の業務写真（着手前・着手後）※業務内容が確認できる写真を作業前・作業後に同じ位置から写真撮影すること。
- (2) 各回の作業完了報告書
- (3) その他、委託者が指示する書類

## 第10条 検査

- (1) 受託者は、各回の業務を完了したときは、すみやかに第9条(1)～(3)の提出書類を委託者に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、業務が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。

## 第11条 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは現場着手毎に業務完了検査を行い、検査に合格したとき、委託料の支払いを請求できるものとする。

- (2) 委託者は、適法な請求書を受理したときから 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

## 第 12 条 緊急時の対応

履行期間中は気象予報等に注意を払い豪雨、地震、台風、その他自然災害等に備え対策等を講じること。

## 第 13 条 損害の負担

受託者は本業務の作業に伴い、第三者、委託者、当該施設及びその備品等に損害を与えた場合、受託者の責任において損害を賠償すること。

## 第 14 条 業務不履行の際の契約解除及び変更

受託者が次のいずれかに該当するときは、委託者は契約を解除し、又は委託料を減額することができるものとする。

- (1) 仕様書に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき
- (2) 適正な業務の実施を確保していないとき
- (3) 委託者が業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、これに従わないとき

## 第 15 条 その他

実際の現場作業と仕様書の内容に相違がある場合など、本仕様書に疑義が生じたときは、その都度受託者は委託者と協議の上、作業にあたることとする。